



Criteo 個別利用規約

キュレーションサービス & データ提供サービス

この Criteo 個別利用規約は、Criteo がパートナーに対する Criteo サービスの提供について同意した本契約に組み込まれる。以下に定める個々の条件は、パートナーが選択した本サービスのみに適用される。

この Criteo 個別利用規約に定義されていないものは、Criteo 総合利用規約に定義される意味を有する。

1. サービス内容

パートナーは、以下のサービスをそれぞれ独立して利用することができる。パートナーが選択する特定の本サービスについては、各注文書で定義される。

1.1. キュレーションサービス

パートナーは、広告の表示が可能な、自社または第三者のデジタル資産において、ユニットのパッケージを作成、管理、および提供することができる(以下「**キュレーションメディア**」)。キュレーションメディアは、Criteo プラットフォーム上で特定の識別子(以下「**ディール ID**」)により識別される。パートナーは、販売を希望するキュレーションメディアに対して入札をする 1 人または複数のバイヤー(以下「**メディアバイヤー**」)に対して、キュレーションメディアの販売を可能とするためにディール ID を有効化することができる。パートナーは、広告の価値を高めることを目的として、キュレーションメディアを、サードパーティデータおよび/またはファーストパーティデータ(変動 CPM)、および/またはその他の価値ある情報と組み合わせることができる。

パートナーは、Criteo から受領したサービスデータを、キュレーションサービスの提供のためにのみ使用するものとする。パートナーは、サービスデータを阻害したり、サービスデータを、分析および/または測定の目的を含むキュレーションメディアの作成以外の目的で使用したりせず、または第三者にこれらの行為を許可してはならない。パートナーは、求められるキュレーションサービスの提供に必要な不可欠な期間を超えてサービスデータを保存してはならず、いかなる場合においても、受領から 30 日以内にサービスデータを削除する。

1.2. データ提供サービス

パートナーは、キュレーションメディアにおける、オーディエンスなどのデータやアセット(以下「**本データ**」)の取得および使用を希望する Criteo を含む他のパートナー(以下「**データバイヤー**」)に対し、Criteo プラットフォームを通じて注文書に定める料金(以下「**データ料金**」)で販売するために、本データをアップロードその他の方法で提供することができる。

Criteo は、データバイヤーが本データを選択した時点で、本データの配信を手配し、本データの使用状況をモニタリングし、データバイヤーにデータ料金を請求するものとする。

パートナーは、Criteo プラットフォーム上、本データへのアクセスを管理し、本データへのアクセスを特定のデータバイヤーにのみ制限することができる。

Criteo は、オフラインまたは Criteo プラットフォーム上で、本データの販売および使用に関するレポートを提供する。

Criteo は、その単独の裁量で、Criteo プラットフォーム上の本データを削除したり、本データへのアクセスを制限したりする権利を有する。

2. 価格と支払い



パートナーは、Criteo に対し、注文書に記載された住所宛てに、Criteo が伝達した情報に基づき、月次で請求書を発行するものとする。

Criteo は、関連する請求書に基づき、注文書の定めに従ってパートナーに支払いを行うものとする。Criteo は、Criteo が支払いを受けていないキュレーションメディアまたは本データに関する支払いを保留する権利を有する。

Criteo は、広告インプレッションにかかるキュレーションメディアまたは本データの収入のうち、メディアバイヤーにより、または Criteo の無効なトラフィック技術により、広告インプレッションが詐欺的である、品質が疑わしい、もしくは当該メディアバイヤーにとって使用不可能であるとみなされたもの(以下「**返金対象成果物**」)について、パートナーに返金を求めることができ、パートナーは Criteo にこれを支払うものとする。Criteo は返金対象成果物について返金を求めることができ、パートナーは、自身が要望するのであれば、Criteo に対して発行する次回の請求書から返金対象成果物の額を差し引くものとする。Criteo はさらに、メディアバイヤーが在庫品質基準のスキヤニングのために課した手数料をパートナーから回収する権利を有するものとする。

3. 追加条件

3.1. 自己都合による解約: いずれの当事者も、書留郵便または受信確認付きの電子メールで 1 か月前に通知することにより、違約金や補償を要することなく、いつでも本契約を解約できる。パートナーは、Criteo プラットフォームにアクセスして自ら実行するか、Criteo のチームに要請することにより、キャンペーンを中断したり終了させたりすることができる。この事前通知期間については、パートナーへの請求対象とする。

3.2. 責任の制限: 本契約に起因または関連して生じる各当事者の賠償責任の総額は、当該責任が発生した日から遡って 6 暦月の間に Criteo がパートナーに支払った正味金額を超えないものとする。

3.3. プライバシー: Criteo による本サービスの提供とデータ保護契約(「DPA」)の適用において、本サービスは共同管理者サービス(DPA の定義による)であるとみなされるものとし、両当事者は DPA の該当規定(第 I 条および第 II 条)を遵守するものとする。

3.4. 契約主体、準拠法、および管轄: Criteo の契約主体は注文書に記載されている。本契約に起因または関連して何らかの紛争や問題が生じた場合、その準拠法と専属管轄権は、「Criteo の契約主体、準拠法、および管轄権」に関する文書に定められているように、契約主体の所在地によって異なる。
